

平成26年6月5日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

**ミネベア株式会社**

代表取締役 貝 沼 由 久

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢  
軽井沢プリンスホテル ウェスト 国際会議場「浅間」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第68期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

##### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までにご行使下さい。

以 上

~~~~~  
◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知は当社ホームページにも掲載しております。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ホームページに掲載した「連結注記表」及び「個別注記表」を含んでおります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ホームページURL <http://www.minebea.co.jp/>

## 【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
3. 議決権の行使期限は、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
4. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

### ●インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次のシステム環境が必要です。

- (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及び Adobe® Reader® は、米国 Adobe Systems Incorporated の、米国及び各国での登録商標及び製品名です。

- (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

### ●インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031 （受付時間 午前9時～午後9時）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株様は、お取引の証券会社にてお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株様（特別口座をお持ちの株様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120-782-031 （受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

### ●議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、政府による経済対策及び日銀による金融緩和並びに為替市場での円安により、企業収益が改善し、設備投資や雇用の増加と合わせて個人消費も堅調に推移するなど改善が進みました。米国経済も、金融緩和政策により住宅着工は堅調に推移し、失業率の改善と内需が好調に推移するなど回復基調が続きました。欧州経済は、ギリシャ、スペイン等の政府債務問題の解決や失業率の改善は遅れているものの、ドイツ、英国をはじめ、ユーロ圏の景気は緩やかな回復が見られましたが、2月に発生したウクライナ問題による経済への影響が懸念材料として残りました。アジア地域の経済については、中国は第1四半期連結会計期間には輸出、投資の減少から減速傾向が見られましたが、その後は輸出の改善とともに緩やかな回復が続きました。アセアン諸国は、第2四半期連結会計期間に通貨安、株安及び債券安の影響を受けましたが、その後は緩やかな回復となりました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は371,543百万円と前連結会計年度に比べ89,134百万円(31.6%)増収の過去最高となり、営業利益は32,199百万円と前連結会計年度に比べ22,030百万円(216.6%)の大幅な増益となりました。経常利益は28,065百万円と前連結会計年度に比べ20,392百万円(265.7%)の大幅な増益となりました。特別利益として、関係会社株式売却益等1,675百万円、特別損失として、業績改善のための事業構造改革損失及び減損損失等2,928百万円を計上いたしました。当連結会計年度当期純利益は20,878百万円と前連結会計年度に比べ19,074百万円増加し、過去最高益を達成しました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

## 機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングのほかに、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置（HDD）用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ及び自動車用と航空機用のねじであります。主力製品であるボールベアリングは、月次で過去最高の販売数量を数回更新するなど、自動車、情報関連機器向けをはじめ主要市場が全般的に好調で売上が増加し、さらに高水準の生産が続いたことにより製造原価の低減が進み、利益は前連結会計年度に比べ大幅に増加しました。ロッドエンドベアリングは、新型機への更新等で民間航空機需要が堅調に推移する中で受注が増加し、売上、利益とも増加しました。ピボットアッセンブリーは、HDD市場が横這いで推移する中で、主としてデータセンター向け等のハイエンド製品のシェア拡大により売上、利益ともに増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は140,032百万円と前連結会計年度に比べ26,459百万円（23.3%）の増収となり、営業利益は33,550百万円と前連結会計年度に比べ8,091百万円（31.8%）の増益となりました。

## 電子機器事業

電子機器事業は、電子デバイス（液晶用バックライト、計測機器等）、HDD用スピンドルモーター、情報モーター（ステッピングモーター、DCブラシレスモーター、DCブラシ付モーター、ファンモーター）、精密モーター及び特殊機器が主な製品であります。液晶用バックライトは、スマートフォンを中心とした需要が拡大する中で、当社に優位性のある超薄型の導光板がハイエンド製品向けに急伸び、顧客層の増加とシェア拡大に伴い、売上、利益ともに前連結会計年度に比べ大幅に増加しました。HDD用スピンドルモーター及び情報モーターは、売上の増加と前連結会計年度末に実施した事業構造改革の効果により業績の改善が進みました。特に情報モーターは、世界経済の回復による需要の増加に加え、生産効率の改善やカンボジア工場への生産移管によるコスト競争力の強化に努めた結果、第2四半期連結会計期間より黒字転換し、その後も順調に業績の改善が進みました。計測機器も、従来よりの試験装置の需要回復と自動車向け販売が増加し業績は堅調に推移しました。この結果、当連結会計年度の売上高は230,514百万円と前連結会計年度に比べ62,603百万円（37.3%）の大幅な増収となり、営業利益は9,581百万円と前連結会計年度に比べ12,033百万円の大幅な改善となりました。

## その他の事業

その他の事業は、金型及び内製部品が主な製品であります。当連結会計年度の売上高は996百万円と前連結会計年度に比べ72百万円（7.8%）の増収となり、営業利益は866百万円と前連結会計年度に比べ699百万円（417.1%）の増益となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益は、上記以外に調整額として各セグメントに帰属しない全社費用等11,799百万円を含んでおります。前連結会計年度の調整額は13,004百万円でした。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業3,866百万円、電子機器事業8,646百万円、その他の事業1,392百万円及び本社（共通）6,773百万円で総額20,679百万円であります。

機械加工品事業の主なもの、タイにおけるベアリング及びHDD用ピボットアッセンブリー関連設備であります。電子機器事業の主なもの、タイにおけるスピンドルモーター関連設備及びタイ、カンボジア、中国における液晶用バックライト及び部品関連設備並びに日本における特殊機器関連設備（松井田工場）であります。

なお、設備投資金額には、無形固定資産860百万円及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分307百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に国内資金需要及び長期借入金の返済資金に充当するため、金融機関より長期借入金として15,000百万円の調達を行いました。

当連結会計年度末現在の社債等を含めた借入総額は148,498百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成25年4月2日を効力発生日とし、当社を存続会社として、当社の完全子会社であるミネベアモータ株式会社を吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

当社の連結子会社であるNew Hampshire Ball Bearings, Inc. は、平成25年7月1日付で、セラミックベアリングの世界的なリーダー企業であるCEROBEAR GmbHの発行済株式の全て（100.0%）を取得いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 65 期<br>(平成22.4～<br>平成23.3) | 第 66 期<br>(平成23.4～<br>平成24.3) | 第 67 期<br>(平成24.4～<br>平成25.3) | 第 68 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成25.4～<br>平成26.3) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 269,139                       | 251,358                       | 282,409                       | 371,543                                    |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 20,364                        | 6,499                         | 7,673                         | 28,065                                     |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 12,465                        | 5,922                         | 1,804                         | 20,878                                     |
| 1 株当たり当期純利益(円)  | 32.61                         | 15.63                         | 4.83                          | 55.94                                      |
| 総 資 産 (百万円)     | 291,092                       | 306,772                       | 362,805                       | 381,278                                    |
| 純 資 産 (百万円)     | 109,967                       | 109,777                       | 137,858                       | 163,463                                    |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 65 期<br>(平成22.4～<br>平成23.3) | 第 66 期<br>(平成23.4～<br>平成24.3) | 第 67 期<br>(平成24.4～<br>平成25.3) | 第 68 期<br>(当事業年度)<br>(平成25.4～<br>平成26.3) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 201,058                       | 186,316                       | 204,291                       | 247,885                                  |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 9,012                         | 4,542                         | 8,424                         | 13,470                                   |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 4,817                         | 4,556                         | 2,880                         | 8,005                                    |
| 1 株当たり当期純利益(円)  | 12.60                         | 12.02                         | 7.71                          | 21.45                                    |
| 総 資 産 (百万円)     | 323,792                       | 339,795                       | 355,589                       | 366,852                                  |
| 純 資 産 (百万円)     | 174,926                       | 175,830                       | 175,315                       | 180,911                                  |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                                      | 所在地    | 資本金               | 議決権比率(%)         | 主要な事業内容                    |
|----------------------------------------------------------|--------|-------------------|------------------|----------------------------|
| NMB-Minebea Thai Ltd.                                    | タイ     | 15,305,363<br>千BT | 100.0            | 機械加工品、電子機器及び部品等の製造販売       |
| NMB (USA) Inc.                                           | 米国     | 311,093<br>千US\$  | 100.0            | 持株会社                       |
| NMB Technologies Corporation                             | 米国     | 6,800<br>千US\$    | 100.0<br>(100.0) | 機械加工品及び電子機器等の販売            |
| New Hampshire Ball Bearings, Inc.                        | 米国     | 94,000<br>千US\$   | 100.0<br>(100.0) | ベアリングの製造販売                 |
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. | 中国     | 239,060<br>千US\$  | 100.0            | 機械加工品、電子機器及び部品等の製造販売       |
| MINEBEA (HONG KONG) LIMITED                              | 香港     | 100,000<br>千HK\$  | 100.0            | 機械加工品及び電子機器等の販売            |
| NMB SINGAPORE LIMITED                                    | シンガポール | 38,000<br>千S\$    | 100.0            | ベアリングの製造並びに機械加工品及び電子機器等の販売 |
| MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.                             | カンボジア  | 50,000<br>千US\$   | 100.0            | 電子機器等の製造販売                 |

(注) 1. 議決権比率欄の( )内は、間接所有割合を内数で示しております。

2. ミネベアモータ株式会社につきましては、平成25年4月2日付で当社と吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を経営の基本方針としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは上記経営の基本方針に基づき、高付加価値製品の開発を含めた従来製品の一層の収益向上と、機械加工製品技術と電子機器製品技術が融合された複合製品事業も含めた事業ポートフォリオの再構築を検討し、製造、営業、技術及び開発の領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開と研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、事業ポートフォリオの再構築及び企業価値の拡大を積極的に進めてまいります。

これらを具体的に推し進め、業績の一層の改善をはかるため、次のような「5本の矢」戦略を発表し、その執行に取り組んでおります。

- ① ボールベアリングの外販を早期に月平均1億5千万個に引き上げます。
- ② TRDC（東京研究開発センター）などによるモーターを中心とした新しい複合製品の開発、拡販を行い、“Electro Mechanics Solutions®”をさらに加速します（®は日本の登録商標です）。
- ③ 電子デバイス部門、技術開発部で開発した街路灯を含む照明器具及びその部品の事業基盤を早期に確立し、スマートビルやスマートシティで使用される部品・製品にも参入します。
- ④ 計測機器のセンサーとしての機能を再認識した事業戦略に基づき、計測機器関連製品の売上を早期に年間200億円程度に引き上げます。
- ⑤ New Hampshire Ball Bearings, Inc. を中心としたロッドエンド事業などの航空機部品事業のグローバル・プレゼンスを生かしたシナジー効果の最大化により、航空機部品事業の売上、利益の大幅拡大をはかります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

| 区 分     | 主 要 製 品                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機械加工品事業 | ボールベアリング、ロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー、自動車用及び航空機用ねじ等                                       |
| 電子機器事業  | 電子デバイス(液晶用バックライト、計測機器等)、HDD用スピンドルモーター、情報モーター(ステッピングモーター、DCブラシレスモーター、DCブラシ付モーター、ファンモーター)、精密モーター及び特殊機器等 |
| その他の事業  | 金型及び内製部品等                                                                                             |

(注) 当連結会計年度より、会社組織の変更に伴い、報告セグメントの区分を変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成26年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

|         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 長野県北佐久郡御代田町                                                                               |
| 東 京 本 部 | 東京都港区                                                                                     |
| 工 場     | 軽井沢工場 (長野県北佐久郡御代田町)<br>浜松工場 (静岡県袋井市)<br>藤沢工場 (神奈川県藤沢市)<br>米子工場 (鳥取県米子市)<br>松井田工場 (群馬県安中市) |
| 営 業 拠 点 | 東京事務所 (東京都港区)<br>名古屋事務所 (愛知県名古屋市)<br>大阪事務所 (大阪府大阪市)                                       |

(注) 大森工場は松井田工場に移転し平成26年3月に閉鎖いたしました。

② 主要な子会社の事業所

前記の「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分           | 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|----------|-------------|
| 機 械 加 工 品 事 業 | 18,061 名 | 7 名減        |
| 電 子 機 器 事 業   | 31,701 名 | 1,303 名増    |
| そ の 他 の 事 業   | 4,358 名  | 89 名増       |
| 全 社（共通）       | 648 名    | 56 名増       |
| 合 計           | 54,768 名 | 1,441 名増    |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 当連結会計年度より、会社組織の変更に伴い、報告セグメントの区分を変更しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 3,312 名 | 30 名増     | 42.1 歳  | 17.0 年      |

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額      |
|---------------------------|------------|
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン         | 45,000 百万円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 25,266 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 20,388 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 17,964 百万円 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行         | 5,177 百万円  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 2,728 百万円  |

(注) 1. シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社2件、株式会社三菱東京UFJ銀行1件及び株式会社三井住友銀行1件を幹事として組成された4件の合計額を表示しております。

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額10,000百万円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末においてこの契約に基づく借入実行残高はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(韓国、シンガポール及び米国の競争当局による調査について)

ミニチュアベアリング製品等の取引に関し、競争法違反を行った疑いがあるとして、現在、一部の連結子会社を中心として、韓国、シンガポール及び米国の競争当局の調査を受け対応しております。

これらの調査について、現時点で当社グループの経営成績等への影響の有無を予測することは困難であります。

## 2. 会社の株式等に関する事項

### (1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数    | 1,000,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 399,167,695株   |
| ③ 株主数         | 16,719名        |
| ④ 大株主 (上位10名) |                |

| 株主名                                      | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------------------|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                 | 32,362   | 8.56     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)               | 26,490   | 7.01     |
| 公益財団法人高橋産業経済研究財団                         | 15,447   | 4.08     |
| 三井住友信託銀行株式会社                             | 15,349   | 4.06     |
| 株式会社 啓愛社                                 | 15,000   | 3.97     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)              | 13,290   | 3.51     |
| 全国共済農業協同組合連合会                            | 12,110   | 3.20     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                            | 10,057   | 2.66     |
| 株式会社三井住友銀行                               | 10,000   | 2.64     |
| SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS | 8,524    | 2.25     |

(注) 1. 当社は、自己株式21,018,546株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当該事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称<br>(発行日)                                     | 発行決議日          | 新株予約権<br>の数 | 目的となる<br>株式の種類<br>及び数 | 新株予約権<br>1個当たりの<br>発行価格 | 新株予約権<br>1個当たりの<br>行使価額 | 新株予約権の<br>権利行使期間             | 取締役の<br>保有状況<br>(保有者数) |
|-------------------------------------------------|----------------|-------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|------------------------|
| ミネベア株式会社<br>2012年発行<br>第1回新株予約権<br>(平成24年7月17日) | 平成24年<br>6月28日 | 470個        | 普通株式<br>47,000株       | 25,200円                 | 100円                    | 平成24年7月18日から<br>平成54年7月16日まで | 320個<br>(5名)           |
| ミネベア株式会社<br>2013年発行<br>第2回新株予約権<br>(平成25年7月16日) | 平成25年<br>6月27日 | 420個        | 普通株式<br>42,000株       | 36,700円                 | 100円                    | 平成25年7月17日から<br>平成55年7月15日まで | 420個<br>(7名)           |

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。

2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みにて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺しております。

3. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、全て自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。

4. ①新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。

5. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年2月2日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

|                  |                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債の総額            | 7,700百万円                                                                                                                                                                                          |
| 各社債の金額           | 100百万円                                                                                                                                                                                            |
| 利率               | 年率0.60%（固定）                                                                                                                                                                                       |
| 社債の発行日           | 平成24年2月20日                                                                                                                                                                                        |
| 償還の方法及び期限        | 平成29年2月20日に総額を社債の金額100円につき100円で償還する。                                                                                                                                                              |
| 募集または割当方法        | 第三者割当により全額を株式会社日本政策投資銀行に割り当てる。                                                                                                                                                                    |
| [新株予約権の内容]       |                                                                                                                                                                                                   |
| 社債に付された新株予約権の総数  | 77個                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 本新株予約権に係る社債の額面金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の払込金額       | 本新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法<br>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。<br>(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。<br>2 転換価額<br>当初、382円とする。なお、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。 |
| 新株予約権の行使期間       | 平成24年3月2日から平成29年2月12日まで                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件      | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                                                                                                                                           |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|-----------------|-----------|--------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員 | 貝 沼 由 久   |                                      |
| 取締役<br>副社長執行役員  | 道 正 光 一   | 電子機器製造本部長兼海外モーター部門担当兼<br>回転機器技術開発部担当 |
| 取締役<br>専務執行役員   | 加藤木 洋 治   | 管理・経理・IT部門担当兼人事総務部門担当                |
| 取締役<br>専務執行役員   | 矢 島 裕 孝   | 機械加工品製造本部長兼製造支援部門担当                  |
| 取締役<br>専務執行役員   | 藤 田 博 孝   | 電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門<br>担当          |
| 取締役<br>専務執行役員   | 許 斐 大 司 郎 | 営業部門担当兼欧州総支配人                        |
| 取締役<br>専務執行役員   | 内 堀 民 雄   | 経営企画部門担当兼経営企画部長                      |
| 取 締 役           | 村 上 光 瑠   | 弁護士                                  |
| 取 締 役           | 松 岡 卓     | 株式会社啓愛社取締役専務執行役員                     |
| 常 勤 監 査 役       | 鳴 井 昭 文   |                                      |
| 常 勤 監 査 役       | 棚 橋 和 明   |                                      |
| 監 査 役           | 藤 原 宏 高   | 弁護士                                  |
| 監 査 役           | 陸 名 久 好   | 税理士                                  |

- (注) 1. 取締役村上光瑠及び松岡 卓の両氏は、社外取締役であります。なお、村上光瑠氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 監査役棚橋和明、藤原宏高及び陸名久好の3氏は、社外監査役であります。なお、藤原宏高氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役棚橋和明氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役藤原宏高氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役陸名久好氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 平成25年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、取締役平尾明洋、山中雅義及び小林英一の3氏は任期満了により退任いたしました。

7. 平成25年10月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名     | 変 更 前                    | 変 更 後                                |
|---------|--------------------------|--------------------------------------|
| 道 正 光 一 | 電子機器製造本部長兼<br>海外モーター部門担当 | 電子機器製造本部長兼海外モーター<br>部門担当兼回転機器技術開発部担当 |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給<br>人 員<br>(名) | 報 酬 等 の 額 (千円)      |                |                |                     |
|--------------------|-------------------|---------------------|----------------|----------------|---------------------|
|                    |                   | 基本報酬                | 賞 与            | ストック・<br>オプション | 合 計                 |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12<br>(2)         | 241,923<br>(12,801) | 193,958<br>(-) | 8,713<br>(-)   | 444,594<br>(12,801) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)          | 50,542<br>(32,848)  | -<br>(-)       | -<br>(-)       | 50,542<br>(32,848)  |
| 合 計                | 16                | 292,465             | 193,958        | 8,713          | 495,136             |

- (注) 1. 上記には、平成25年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役平尾明洋、山中雅義及び小林英一の3氏が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内。）と決議いただいております。さらに、平成24年6月28日開催の第66回定時株主総会において、かかる報酬額の範囲内で、年額3,000万円の範囲にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等を付与することにつき決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上している193,958千円を含めております。
6. スtock・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。
7. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松岡 卓氏は、株式会社啓愛社の取締役専務執行役員を兼務しております。なお、当社は株式会社啓愛社から機械設備及び鋼材等の購入を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名           | 出 席 及 び 発 言 の 状 況                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 村 上 光 瑠 | 当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                 |
| 取 締 役 松 岡 卓   | 当事業年度に開催した15回の取締役会のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                              |
| 監 査 役 棚 橋 和 明 | 当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回に出席し、また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 藤 原 宏 高 | 当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回に出席し、また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 陸 名 久 好 | 当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。    |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 93百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 95百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、IFRS（国際財務報告基準）アドバイザー業務についての対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB (USA) Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings, Inc.、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.、MINEBEA (HONG KONG) LIMITED、NMB SINGAPORE LIMITED、MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd. であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』（以下「行動規範」という。）、『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』（以下「行動指針」という。）及び『コンプライアンス管理規程』（以下「管理規程」という。）を定めます。
- ② 「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に当社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。

- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。
- ③ 危機管理委員会は、定期的上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。

#### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役を9名とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各製造本部・事業部及び部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各製造本部長・事業部長及び部門担当が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各製造本部・事業部及び部門と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

#### (5) 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の製造本部・事業部組織及び部門組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及び当社グループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。
- ④ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
- ⑤ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
- ⑥ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令にて行われます。
- ② 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

#### (8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
  - (a) 上席執行役員会議で協議された事項
  - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - (e) 重大な法令・定款違反
  - (f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
  - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
  - (h) 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
  - (i) 取締役または執行役員が決裁した契約事項
  - (j) 訴訟に関する事項
- ② 執行役員は前①(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前①(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

#### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。
- ② 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し、企業価値を最大化することを基本経営方針としております。

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは平成29年3月期までを計画期間とする中期事業計画の方向性とビジョンの実現、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいりますとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、平成20年5月8日に導入した「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）について、平成23年5月10日開催の取締役会及び平成23年6月29日開催の当社第65回定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（[http://www.minebea.co.jp/company/aboutus/governance/takeover\\_defense\\_measures/index.html](http://www.minebea.co.jp/company/aboutus/governance/takeover_defense_measures/index.html)）をご参照下さい。

#### ① 本プランの目的

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

#### ② 本プランの概要

本プランは、以下の(a)もしくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、意向表明書、及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社取締役会に対して提出していただきます。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第65回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

#### **(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）の要件を全て充足していること、第65回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。



# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>189,637</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>120,937</b> |
| 現金及び預金                 | 38,615         | 支払手形及び買掛金            | 29,898         |
| 受取手形及び売掛金              | 74,340         | 短期借入金                | 48,794         |
| 有価証券                   | 1,284          | 1年内返済予定の長期借入金        | 15,250         |
| 製品                     | 23,697         | リース債務                | 201            |
| 仕掛品                    | 17,157         | 未払法人税等               | 3,189          |
| 原材料                    | 11,046         | 賞与引当金                | 4,923          |
| 貯蔵品                    | 4,581          | 役員賞与引当金              | 193            |
| 未着品                    | 7,169          | 環境整備費引当金             | 356            |
| 繰延税金資産                 | 4,198          | 事業構造改革損失引当金          | 265            |
| その他                    | 7,735          | その他                  | 17,864         |
| 貸倒引当金                  | △188           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>96,877</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>191,602</b> | 社債                   | 10,000         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>166,899</b> | 転換社債型新株予約権付社債        | 7,700          |
| 建物及び構築物                | 132,084        | 長期借入金                | 66,754         |
| 機械装置及び運搬具              | 280,366        | リース債務                | 255            |
| 工具、器具及び備品              | 50,402         | 執行役員退職給与引当金          | 165            |
| 土地                     | 24,893         | 環境整備費引当金             | 848            |
| リース資産                  | 972            | 退職給付に係る負債            | 8,850          |
| 建設仮勘定                  | 2,811          | その他                  | 2,303          |
| 減価償却累計額                | △324,631       | <b>負 債 合 計</b>       | <b>217,814</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,529</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| のれん                    | 2,998          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>212,818</b> |
| その他                    | 2,530          | 資本金                  | 68,258         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>19,173</b>  | 資本剰余金                | 94,874         |
| 投資有価証券                 | 10,947         | 利益剰余金                | 59,190         |
| 長期貸付金                  | 368            | 自己株式                 | △9,505         |
| 繰延税金資産                 | 5,965          | その他の包括利益累計額          | △54,955        |
| その他                    | 2,521          | その他有価証券評価差額金         | 1,153          |
| 貸倒引当金                  | △630           | 繰延ヘッジ損益              | △7             |
| 繰延資産                   | 37             | 為替換算調整勘定             | △52,365        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>381,278</b> | 退職給付に係る調整累計額         | △3,737         |
|                        |                | 新株予約権                | 116            |
|                        |                | 少数株主持分               | 5,483          |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>163,463</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>381,278</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |         |
|----------------|-------|---------|
| 売上高            |       | 371,543 |
| 売上原価           |       | 285,768 |
| 売上総利益          |       | 85,775  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 53,575  |
| 営業利益           |       | 32,199  |
| 営業外収益          |       |         |
| 受取利息           | 554   |         |
| 受取配当金          | 193   |         |
| 固定資産配当         | 268   |         |
| その他            | 200   |         |
| 営業外費用          |       | 503     |
| 支払利息           | 2,138 |         |
| 持分法による投資損失     | 431   |         |
| 持分法による投資費用     | 777   |         |
| その他            | 773   |         |
| 経常利益           | 1,734 | 5,855   |
| 特別利益           |       | 28,065  |
| 固定資産売却益        | 62    |         |
| 受取保険金          | 328   |         |
| 投資関係会社株式売却益    | 53    |         |
| 特別損失           | 1,230 | 1,675   |
| 固定資産売却損失       | 67    |         |
| 固定資産除却損失       | 149   |         |
| 減価償却損失         | 975   |         |
| のれん償却損失        | 300   |         |
| 災害による損失        | 548   |         |
| 事業構造改革損失       | 749   |         |
| 製品補償損失         | 74    |         |
| 環境整備費引当金繰入額    | 63    | 2,928   |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 26,811  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 4,608 |         |
| 法人税等調整額        | 1,825 | 6,434   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 20,377  |
| 少数株主損失         |       | 500     |
| 当期純利益          |       | 20,878  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株主資本   |           |           |         |             |
|-------------------------------|--------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金  | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                   | 68,258 | 94,756    | 40,925    | △9,521  | 194,419     |
| 連結会計年度中の変動額                   |        |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |        |           | △2,613    |         | △2,613      |
| 当期純利益                         |        |           | 20,878    |         | 20,878      |
| 自己株式の取得                       |        |           |           | △262    | △262        |
| 自己株式の処分                       |        | 118       |           | 278     | 396         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |        |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —      | 118       | 18,264    | 15      | 18,398      |
| 当連結会計年度末残高                    | 68,258 | 94,874    | 59,190    | △9,505  | 212,818     |

|                               | その他の包括利益累計額                 |              |                    |                                           |                               |                             | 新 株<br>予 約 権 | 少 数 株<br>主 持 分 | 純 資 産<br>計 |
|-------------------------------|-----------------------------|--------------|--------------------|-------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------|----------------|------------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 繰 上 延<br>損 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 在 外 子 会 社 の 年<br>金 会 計 に 係 る<br>未 積 立 債 務 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調<br>整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 |              |                |            |
| 当連結会計年度期首残高                   | 1,088                       | △6           | △61,643            | △2,531                                    | —                             | △63,092                     | 51           | 6,479          | 137,858    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                             |              |                    |                                           |                               |                             |              |                |            |
| 剰余金の配当                        |                             |              |                    |                                           |                               |                             |              |                | △2,613     |
| 当期純利益                         |                             |              |                    |                                           |                               |                             |              |                | 20,878     |
| 自己株式の取得                       |                             |              |                    |                                           |                               |                             |              |                | △262       |
| 自己株式の処分                       |                             |              |                    |                                           |                               |                             |              |                | 396        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 64                          | △1           | 9,278              | 2,531                                     | △3,737                        | 8,136                       | 65           | △995           | 7,206      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 64                          | △1           | 9,278              | 2,531                                     | △3,737                        | 8,136                       | 65           | △995           | 25,605     |
| 当連結会計年度末残高                    | 1,153                       | △7           | △52,365            | —                                         | △3,737                        | △54,955                     | 116          | 5,483          | 163,463    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部             |     | 金 額     | 負 債 の 部                   |     | 金 額     |
|---------------------|-----|---------|---------------------------|-----|---------|
| 科 目                 | 目 録 |         | 科 目                       | 目 録 |         |
| 流 動 資 産             |     | 107,648 | 流 動 負 債                   |     | 100,769 |
| 現 金 及 び 預 金         |     | 10,978  | 買 掛 金                     |     | 39,093  |
| 受 取 手 形             |     | 1,520   | 短 期 借 入 金                 |     | 35,550  |
| 売 掛 金               |     | 49,627  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 |     | 15,250  |
| 仕 入 製 品             |     | 2,707   | リ ー ス 債 務                 |     | 106     |
| 製 品                 |     | 478     | 未 払 金                     |     | 4,210   |
| 仕 掛 品               |     | 4,639   | 未 払 費 用                   |     | 1,867   |
| 原 材 料               |     | 1,424   | 未 払 法 人 税 等               |     | 1,031   |
| 貯 蔵 品               |     | 94      | 前 受 金                     |     | 8       |
| 未 前 払 費 用           |     | 1,145   | 預 り 金                     |     | 222     |
| 前 払 費 用             |     | 565     | 前 受 収 益                   |     | 15      |
| 関 係 社 会 社 短 期 貸 付 金 |     | 29,466  | 賞 与 引 当 金                 |     | 3,081   |
| 未 立 収 入 金           |     | 1,505   | 役 員 賞 与 引 当 金             |     | 193     |
| 繰 延 税 金 資 産         |     | 5       | 事 業 構 造 改 革 損 失 引 当 金     |     | 85      |
| 繰 延 税 金 資 産 他       |     | 2,904   | そ の 他                     |     | 51      |
| 固 定 資 産             |     | 259,166 | 固 定 負 債                   |     | 85,171  |
| 有 形 固 定 資 産         |     | 39,895  | 社 債                       |     | 10,000  |
| 建 物                 |     | 17,305  | 転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債 |     | 7,700   |
| 構 築 物               |     | 1,267   | 長 期 借 入 金                 |     | 66,638  |
| 機 械 及 び 装 置         |     | 3,640   | リ ー ス 債 務                 |     | 150     |
| 車 両 搬 送 具 具 及 び 備 品 |     | 21      | 退 職 給 付 引 当 金             |     | 15      |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品   |     | 1,868   | 執 行 役 員 退 職 給 与 引 当 金     |     | 159     |
| 土 地                 |     | 15,342  | そ の 他                     |     | 508     |
| 建 設 資 産             |     | 243     |                           |     |         |
| 無 形 固 定 資 産         |     | 204     | 負 債 合 計                   |     | 185,941 |
| の 特 意 借 入 権         |     | 1,915   | 純 資 産 の 部                 |     |         |
| れ 許 匠 地 権           |     | 507     | 株 主 資 本                   |     | 179,748 |
| ソ フ ト ウ ェ 他         |     | 189     | 資 本 金                     |     | 68,258  |
| 投 資 所 有 権           |     | 1       | 資 本 剰 余 金                 |     | 94,874  |
| 投 資 有 限 公 司 株 式     |     | 35      | 資 本 備 蓄 金                 |     | 94,756  |
| 出 資 金               |     | 1,151   | そ の 他 資 本 剰 余 金           |     | 118     |
| 関 係 社 会 社 出 資 金     |     | 30      | 利 益 剰 余 金                 |     | 26,120  |
| 関 係 社 会 社 長 期 貸 付 金 |     | 217,356 | 利 益 準 備 金                 |     | 2,085   |
| 長 期 前 払 費 用         |     | 6,313   | そ の 他 利 益 剰 余 金           |     | 24,035  |
| 繰 延 税 金 資 産         |     | 169,479 | 圧 縮 記 帳 積 立 金             |     | 2,034   |
| 繰 延 税 金 資 産 他       |     | 0       | 別 途 積 立 金                 |     | 6,500   |
| 貸 倒 引 当 金           |     | 40,444  | 繰 越 利 益 剰 余 金             |     | 15,500  |
| 繰 延 税 金 資 産         |     | 462     | 自 己 株 式                   |     | △9,505  |
| 繰 延 税 金 資 産 他       |     | 266     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |     | 1,148   |
| 社 債 発 行 費           |     | 561     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   |     | 1,148   |
|                     |     | 137     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             |     | 0       |
|                     |     | △309    | 新 株 予 約 権                 |     | 13      |
| 資 産 合 計             |     | 37      | 純 資 産 合 計                 |     | 180,911 |
|                     |     | 366,852 | 負 債 純 資 産 合 計             |     | 366,852 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金     | 額       |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 247,885 |
| 売 上 原 価               |       | 213,939 |
| 売 上 総 利 益             |       | 33,945  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 23,498  |
| 営 業 外 利 益             |       | 10,446  |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息               | 474   |         |
| 受 取 配 当 金             | 4,398 |         |
| 為 替 差 益               | 24    |         |
| 固 定 資 産 貸 貸 料         | 301   |         |
| 保 険 配 当 金             | 194   |         |
| そ の 他                 | 89    | 5,482   |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 944   |         |
| 社 債 利 息               | 114   |         |
| 調 査 対 応 費 用           | 773   |         |
| そ の 他                 | 626   | 2,458   |
| 経 常 利 益               |       | 13,470  |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 18    |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 53    | 72      |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 6     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 39    |         |
| 減 損 損 失               | 12    |         |
| 事 業 構 造 改 革 損 失       | 107   |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 2,400 |         |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 421   |         |
| 製 品 補 償 損 失           | 74    | 3,062   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 10,480  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 927   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 1,547 | 2,474   |
| 当 期 純 利 益             |       | 8,005   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |        |          |        |       |          |         |         |         |
|-----------------------------|--------|--------|----------|--------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金  |          |        | 利益剰余金 |          |         |         |         |
|                             |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本金合計  | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 | 繰上利益剰余金 | 繰下利益剰余金 |
| 当事業年度期首残高                   | 68,258 | 94,756 | —        | 94,756 | 2,085 | 2,034    | 6,500   | 10,108  | 20,728  |
| 事業年度中の変動額                   |        |        |          |        |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当                      |        |        |          |        |       |          |         | △2,613  | △2,613  |
| 当期純利益                       |        |        |          |        |       |          |         | 8,005   | 8,005   |
| 自己株式の取得                     |        |        |          |        |       |          |         |         |         |
| 自己株式の処分                     |        |        | 118      | 118    |       |          |         |         |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |        |          |        |       |          |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —      | —      | 118      | 118    | —     | —        | —       | 5,392   | 5,392   |
| 当事業年度末残高                    | 68,258 | 94,756 | 118      | 94,874 | 2,085 | 2,034    | 6,500   | 15,500  | 26,120  |

|                             | 株主資本   |            | 評価・換算差額等                             |                       |                            |                  | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|--------|------------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------|-----------|-----------|
|                             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | その<br>他有<br>価証<br>証券<br>評価<br>差<br>額 | 繰<br>上<br>延<br>損<br>益 | 評<br>価<br>換<br>算<br>差<br>額 | ・<br>算<br>等<br>計 |           |           |
| 当事業年度期首残高                   | △9,521 | 174,222    | 1,084                                | 0                     | 1,084                      |                  | 8         | 175,315   |
| 事業年度中の変動額                   |        |            |                                      |                       |                            |                  |           |           |
| 剰余金の配当                      |        | △2,613     |                                      |                       |                            |                  |           | △2,613    |
| 当期純利益                       |        | 8,005      |                                      |                       |                            |                  |           | 8,005     |
| 自己株式の取得                     | △262   | △262       |                                      |                       |                            |                  |           | △262      |
| 自己株式の処分                     | 278    | 396        |                                      |                       |                            |                  |           | 396       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |            | 64                                   | 0                     | 64                         |                  | 4         | 69        |
| 事業年度中の変動額合計                 | 15     | 5,526      | 64                                   | 0                     | 64                         |                  | 4         | 5,595     |
| 当事業年度末残高                    | △9,505 | 179,748    | 1,148                                | 0                     | 1,148                      |                  | 13        | 180,911   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 友 野 浩 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

ミネバア株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 友 野 浩 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネバア株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に依り、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

ミネベア株式会社 監査役会

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 常勤監査役   | 鴨井 昭文 | ㊟ |
| 常勤社外監査役 | 棚橋 和明 | ㊟ |
| 社外監査役   | 藤原 宏高 | ㊟ |
| 社外監査役   | 陸名 久好 | ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、第68期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額1,890,745,745円

なお、中間配当金として3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり8円（前期に比べ1円増配）となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤原宏高は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ※<br>しばさき しんいちろう<br>柴崎 伸一郎<br>(昭和33年12月2日生) | 平成元年4月 弁護士登録 井波・太田法律事務所<br>平成5年4月 井波・太田・柴崎法律事務所に名称変更 パートナー<br>平成22年10月 社団法人日本損害保険協会（現 一般社団法人日本損害保険協会）紛争解決委員（現）<br>平成23年5月 法律事務所ジュリコムに名称変更 パートナー（現）<br>平成24年4月 東海大学医学部非常勤教授（現） | — 株                |

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。  
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 柴崎伸一郎氏は、社外監査役候補者であります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

柴崎伸一郎氏は、企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間で、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、柴崎伸一郎氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

なお、柴崎伸一郎氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成23年6月29日付当社第65回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）につきまして株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は本総会の終結の時までとされています。

当社は、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、旧プランの有効期間の満了に先立ち、平成26年5月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。つきましては、本更新につき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 提案の理由

(1) 本基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値

ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期的にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

## (2) 本プラン更新の目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1. (1)に記載した本基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な

者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1. (2)「本プラン更新の目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、当該買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランにおいては、新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

### (2) 本プランの発動に係る手続

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付その他の取得

- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限りま

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、(注8)をご参照下さい。また、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に提供していただきます。

## 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
  - ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行可能性等を含みます。）
  - ③ 買付等の価額及びその算定根拠
  - ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
  - ⑤ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
  - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
  - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
  - ⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
  - ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
  - ⑩ 反社会的勢力（反市場勢力を含む。以下同じとします。）該当性及び反社会的勢力との関係に関する情報
  - ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求  
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。
  - ② 独立委員会による検討等  
独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検



討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとし、

独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとし、買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

(e) 独立委員会の勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受けまたは買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（注12）。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとし、

上記にもかかわらず、独立委員会は、かかる判断をした場合であっても、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施等の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、延長期間の合計は30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合にはかかる事実、延長期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

・発動事由その1

本プランに定められた手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

・発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買収し、その株券等について当社や当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針及び事業計画、買付等の後における当社グループの他の株主、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの顧客、グループ取引先等との関係を損なうこと等により、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、原則として、1円とします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

##### (g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注13）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注14）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注15）（以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称しま

す。)は、一定の例外事由(注16)が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び修正または変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成26年5月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注8) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役(選任される予定の者を含む。)、(ii)当社社外監査役(選任される予定の者を含む。)、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
  - ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
  - ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項、その他所定の事項について決定を行う。
  - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について2.(2)(c)①に準じた情報を含みます。

- (注12) なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施その他買付者等または買付等に関してあらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことがあります。
- (注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注16) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等の前におけ



る非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

### 独立委員会委員略歴

村上 光鷗（むらかみ こうし）

昭和15年2月8日生まれ

|     |          |                          |
|-----|----------|--------------------------|
| 略 歴 | 昭和42年4月  | 東京地方裁判所判事補               |
|     | 平成11年4月  | 東京高等裁判所部総括判事             |
|     | 平成17年4月  | 京都大学大学院法学研究科教授           |
|     | 平成17年6月  | TMI総合法律事務所客員弁護士（現）       |
|     | 平成17年11月 | 株式会社サンエー・インターナショナル 社外監査役 |
|     | 平成20年4月  | 横浜国立大学大学院客員教授            |
|     | 平成20年5月  | 当社独立委員会委員（現）             |
|     | 平成20年6月  | 当社社外取締役（現）               |
|     | 平成22年4月  | 大東文化大学大学院法務研究科教授         |

（注）村上光鷗氏は社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

柴崎 伸一郎（しばさき しんいちろう）

昭和33年12月2日生まれ

|     |          |                                          |
|-----|----------|------------------------------------------|
| 略 歴 | 平成元年4月   | 弁護士登録 井波・太田法律事務所                         |
|     | 平成5年4月   | 井波・太田・柴崎法律事務所に名称変更 パートナー                 |
|     | 平成22年10月 | 社団法人日本損害保険協会（現 一般社団法人日本損害保険協会） 紛争解決委員（現） |
|     | 平成23年5月  | 法律事務所ジュリコムに名称変更 パートナー（現）                 |
|     | 平成24年4月  | 東海大学医学部非常勤教授（現）                          |

（注）柴崎伸一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。第2号議案「監査役1名選任の件」（本招集ご通知35頁から36頁）が原案どおり承認された場合には、当社の社外監査役に就任する予定であります。また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出る予定であります。

長崎 武彦（ながさき たけひこ）

昭和18年5月31日生まれ

|     |         |                                                         |
|-----|---------|---------------------------------------------------------|
| 略 歴 | 昭和44年1月 | 監査法人東京第一公認会計士事務所                                        |
|     | 昭和46年8月 | 公認会計士登録                                                 |
|     | 昭和63年7月 | 太田昭和監査法人                                                |
|     | 平成元年5月  | 同代表社員                                                   |
|     | 平成12年4月 | 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任<br>監査法人）常任理事                   |
|     | 平成18年5月 | 同副理事長                                                   |
|     | 平成20年8月 | 同シニア・アドバイザー                                             |
|     | 平成21年6月 | 三愛石油株式会社 社外監査役（現）                                       |
|     | 平成21年7月 | 公認会計士長崎武彦事務所（現）                                         |
|     | 平成21年9月 | 当社独立委員会委員（現）                                            |
|     | 平成22年4月 | 独立行政法人国立がん研究センター監事（現）<br>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター<br>監事（現） |

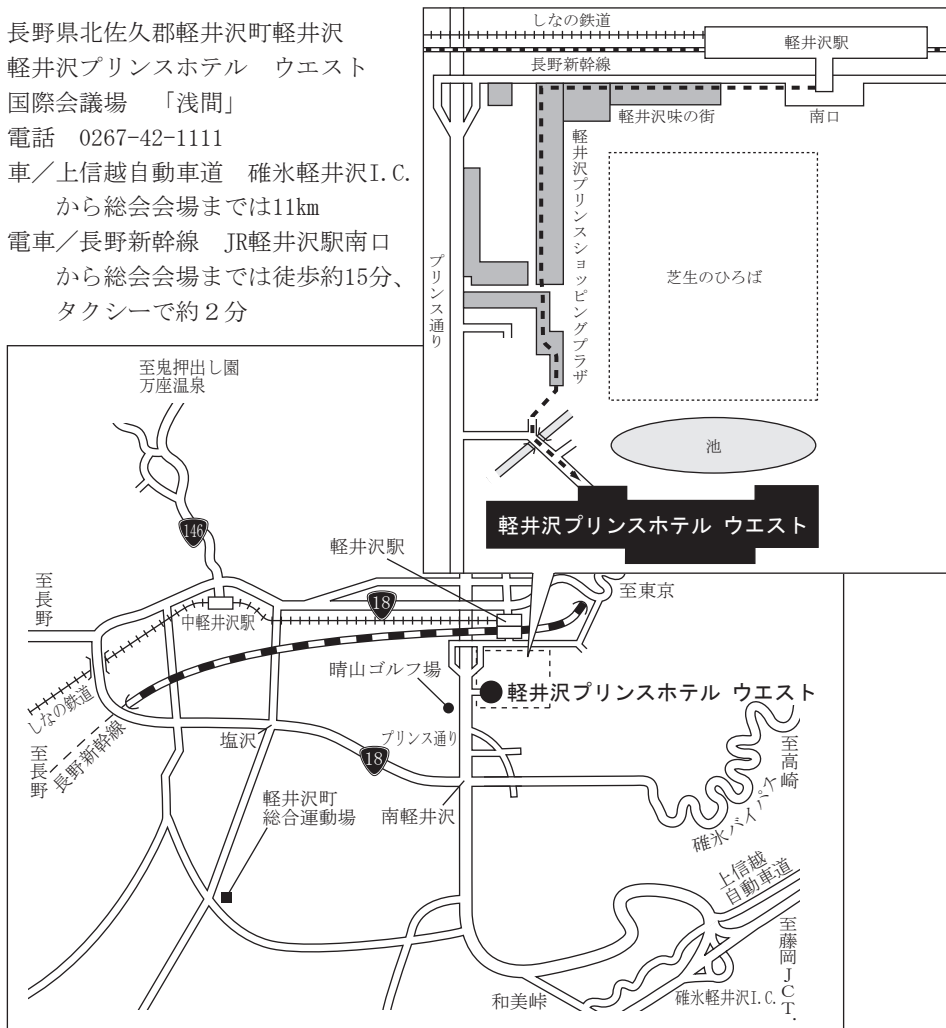
（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢  
 軽井沢プリンスホテル ウェスト  
 国際会議場 「浅間」  
 電話 0267-42-1111

交通：車／上信越自動車道 碓氷軽井沢I.C.  
 から総会会場までは11km  
 電車／長野新幹線 JR軽井沢駅南口  
 から総会会場までは徒歩約15分、  
 タクシーで約2分



\*\*\*\*\*

### 【JR軽井沢駅から当社総会会場までの送迎】

下記時刻に、JR軽井沢駅南口より専用送迎バスにて総会会場までご案内申し上げます。

記

|          |        |
|----------|--------|
| JR軽井沢駅南口 | 9:20 発 |
|          | 9:40 発 |

以 上